

農業委員会報

令和5年10月1日発行

農業委員会報 第83号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111 (代)

内線226

第25期 農業委員会委員が

決まりました

農業委員会委員の選出方法については、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、かつての公選制から市長が議会の同意を得て任命する制度になっており、第23期農業委員会委員からこの制度により選出されております。

第24期農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴い、第25期農業委員会委員が、さる6月29日に開催された令和5年第2回武蔵村山市議会定例会本会議において、市議会の同意が得られ、7月20日付で市長から任命されました。

また、令和5年第1回農業委員会臨時総会が同日開催され、農業委員会会長に加藤武委員が、会長職務代理者に乙幡昇治委員が選出され、第25期の体制がスタートしました。



乙 幡 昇 治 委員
会長職務代理者



加 藤 武 委員
農業委員会会長

会長挨拶

農業委員会会長

加 藤 武

このたび、第25期農業委員会委員皆様のご推挙をいただきまして、農業委員会会長に就任いたしました加藤武でございます。

なにごん微力でありますので、改めて皆様方のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

昨年度手続きが行われました特定生産緑地の指定により、大部分の生産緑地が特定生産緑地へと切替わり、農地の減少がある程度抑えられたと感じています。しかし、依然として都市農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、都市農業の振興のため、先頭に立って努力してまいりたいと考えております。

今後とも、関係諸団体並びに皆様方のご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展、ご健勝をお祈り申し上げます。会長就任の挨拶いたします。

委員 紹介

氏名
委員会役職名



山田伸一 委員



峰岸 豊 委員
土地利用部会副部会長



荻野光徳 委員



大口貴司 委員
土地利用部会部会長



比留間孝明 委員



宮崎義憲 委員
農業経営部会部会長



比留間望 委員
総務部会部会長



川口広敏 委員



中村真由美 委員



内野一彦 委員
農業経営部会副部会長



高橋文雄 委員
総務部会副部会長

西部地区			中部地区				東部地区			担当地区			
残堀	岸宿	後ヶ谷戸	峰	馬場	横田	中村・赤堀	荻の尾・市外	原山・原山第一	神明ヶ谷戸	谷津・入り	鍛冶ヶ谷戸	区域	担当委員
中村真由美 委員	比留間望 委員	大口貴司 委員	川口広敏 委員	比留間孝明 委員	宮崎義憲 委員	荻野光徳 委員	乙幡昇治 委員	加藤武 委員	山田伸一 委員	峰岸豊 委員	高橋文雄 委員	内野一彦 委員	

お困りのことがございましたら、地区農業委員
にお気軽にご相談ください。

地区担当委員

退任農業委員

このたびは農業委員の任期満了に伴い、令和5年7月19日をもって次の方が退任されました。多大なる功績に対し深く敬意を表します。

波多野雅之 森谷 常夫
荒幡 善政 奥住 雄一
安彦 祥子 加園 好久
石川 裕一

(敬称略)

多摩開墾内農道の通行のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通る大切な道路です。道路では優しい運転に心がけていただき、農地の所有者の方は、樹木等が道路に出ないようにご協力をお願いいたします。また、刈った草などを道路に置かないようにしてください。なお、本年度も引き続き、道路の整備を実施する予定ですので、気になる場所がありましたら、お知らせください。

農業委員会事務局

(内線226)

農業委員・農業者大会開催

令和5年2月16日(木)、八王子市のJ・COMホール八王子において第64回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました。

大会では、東京農業の確立に関する要望、都市農業の振興と都市農地保全に関する要望、農業委員会活動の積極的推進に関する決議について協議しました。

また、同時に表彰・顕彰式典が行われ、本市では次の方が受賞されました。おめでとうございます。これからも益々のご活躍をご期待いたします。



栄えある受賞者

○農業功労者表彰

高山 充 則 氏



北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰

令和5年2月3日(金)、清瀬市役所で、北多摩地区農業委員会連合会による優秀農業経営者表彰式が行われ、本市から内野晴夫氏が果樹部門で受賞されました。

おめでとうございます。これからも益々のご活躍をご期待いたします。

また、当日は「都市農地貸借法・農地のマッチング」をテーマに、一般社団法人東京都農業会議

参与の北澤俊春氏による記念講演が行われました。



内野 晴夫 氏

野焼きは原則禁止です

法令等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)で、認可された設備を使わない焼却は、原則禁止されています。

例外的に植木・農作物の病害虫防止等を目的とした理由があれば実施することが出来ますが(※)、周辺からの苦情がありますと、指導の対象となり、例年、何件か市へ連絡があり対応しています。

やむを得ず焼却を行う場合は、天候や風向きを考慮するなど、周辺に十分配慮してください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条の例外規定等。

産業観光課

(内線226)

全国農業新聞購読の お知らせ

全国農業新聞は全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。最近の都市農政に関する情報はじめ、家族が楽しめる記事が充実しており、地域独自のイベントや話題等が紙面を飾っております。

発行日 毎週金曜日発行
購読料 月 700円
申し込み 農業委員会事務局

農業者年金の加入促進を

農業者年金は、20歳以上60歳未満の農業者（国民年金の第1号被保険者に限る）であれば、誰でも加入することができる公的年金です。

保険料額は月額2万〜6万7千円の間の1千円単位で自由に設定・変更ができます。支払う保険料の全額が社会保険料控除となる節税効果の高い公的年金です。

また、申告主の方は加入している世帯員の保険料をかわりに支払うことができ、贈与税の対象になることもありません。

農業者年金についての問い合わせは、農業委員会事務局まで。
農業委員会事務局
(内線226)

農地の権利を取得 された方は届出を

相続等により新たに農地の権利者となった者は、農地の大小、市街化・調整区域を問わず、権利を取得した日から10か月以内に農業委員会に届け出ることになります。

未届けや虚偽の届出をした者には10万円以下の過料等の罰則規定もありますのでご注意ください。

また、令和6年4月1日以降は、**相続登記が義務化**されます。

詳細は、農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業委員会事務局
(内線226)

農地中間管理事業について

農地中間管理事業とは、市街化区域外（調整区域）の農地を対象に、農業をやめる方や農業の規模を縮小する方から、農地中間管理

機構が農地を借り受け、規模拡大や新規参入する方に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約を進める事業のことです。

東京都では、農地中間管理機構として、一般社団法人東京都農業会議が指定されています。

従来の利用権設定や農地法による貸借に加え、新しい仕組みの農地の貸借方法です。

農地の貸借の最初から最後まで、公的機関である機構が間に入るので、貸し手、借り手双方が安心して事業を活用できます。

この事業についての相談などは、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議や、市役所産業観光課で行っています。

また、この他に、都市農地貸借円滑化法により、生産緑地（市街化区域内農地）の貸借もできますので、あわせてお気軽にお問い合わせください。

また、この他に、都市農地貸借円滑化法により、生産緑地（市街化区域内農地）の貸借もできますので、あわせてお気軽にお問い合わせください。

一般社団法人東京都農業会議
(電話03-33370-3047)

産業観光課（内線226）

47)

編集後記

新型コロナウイルスによる感染症については、5類に移行することにより、色々な制限がなくなり、日常の活動が戻ってきました。

各地の観光地では、外国人観光客も戻り、かなりの賑わいが見られるようになりました。

しかし、最近の世界情勢や円安などの影響を受け、ガソリン価格や資材費等の高騰がおき、農業経営を圧迫しております。今後、価格が落ち着くのを祈るばかりです。

今年は、地球温暖化の影響なのか、夏に記録的な暑さが続き、農作業などに大きな影響が出たと思います。大変なことが続きますが、皆さんでこの困難を乗り越えていきましょう。

編集委員

比留間 望
高橋 文雄
加藤 武
乙幡 昇治
宮崎 義憲
大口 貴司
内野 一彦
峰岸 豊